

TACTNEWS

No.341

非上場株式、物納された後にご用心

物納制度が、今年4月以降の相続から改正されました。これにともなって、先頃明らかになった財務省理財局の新しい取扱要領によれば、物納後の非上場株式の取扱いに従来になかった注意点が浮上しています。

1、物納に様々な条件

従来、非上場株式の物納が認められたのは、相続財産のほとんどが非上場など取引相場のない株式であり、他の物納に当てべき財産がないことを前提としていました。さらに物納が認められない管理処分不適当な株式はおよそ次の通りでした。

- (1) 共通事項・・・質権その他の担保権の目的となっている株式、権利の帰属等について係争中の株式、共有の株式（共有者全員が当該株式について物納の許可を申請する場合を除く）
- (2) 譲渡に関して定款に制限がある株式
- (3) 売却できる見込みのない株式

ただし、次の①、②のどちらかに当てはまる場合は物納可能でした。①株式発行会社について、総資本経常利益率などが所定の要件を満たし、売払が確実に見込まれることなど経営内容等から収納を適当と認める場合。②物納後当該株式を買い受ける希望者がいることを確認できる場合。

結局、従来の場合、非上場株式は、①のように業績の良い会社か、②のように株式を発行した会社や主要株主などの関係者があらかじめ物納された株式を買い受けることを明らかにした株式でなければ、物納できなかったわけです。

2、門戸広がる改正

平成18年度税制改正では、管理処分不適格な株式でなければ、原則として物納が許可されることになりました。管理処分不適格の非上場株式は、およそ次のように定められています。

- (1) 譲渡に関して証券取引法その他の法令の規定により一定の手続きが定められている株式で、当該手続きがとられていない株式・・・国が一般競争入札で売却するに際して有価証券届出書等、株価を算定するための目論見書等の提出される見込みがないもの
- (2) 譲渡制限株式
- (3) 上述、1(1) 共通事項とほぼ同様

したがって、非上場株式の場合、会社の定款から譲

渡制限をはずし、国が売る場合の手続きが速やかにできれば、他に問題がない限り物納できる方向となったのです。従来に比べれば、確かに門戸が広がったといってい良いでしょう。

3、国に納めた後、一般競争入札も

ところが、非上場株式が国に物納された後の扱いに大きな変更がありました。改正されたのは、物納された株式を扱う財務省理財局の「取扱要領」です（「物納等有価証券に関する事務取扱要領について」(理財局第2641号)平成18年6月29日付)。それによると、発行会社、主要株主、役員、従業員、主要取引先等の随意契約適格者からの買受意向が示されているもの以外の非上場株式は、速やかに一般競争入札により処分することとされたのです。

具体的には、非上場株式の物納が許可され国庫に収納されると、管轄の財務局・財務事務所から納税者やその関係者に物納した株式を買い受ける希望者がいるかどうかの照会が書面で行われます。回答は1ヶ月の猶予です。買受希望者がいない場合には、物納株式を発行した会社に株式の売買に必要な有価証券届出書や目論見書などを求め、一般競争入札の手続きに入ることになるのです。また、買受希望者がいる場合でも、買受期間は原則として1年以内とされました。一時に買い受けられない場合でも、買受が確実に見込まれるケースに限って、およそ最大5年程度の期間の分割売買が行われることになりました。

従来と大きく異なるのは、物納された非上場株式を国が現金化する場合、あくまで一般競争入札が原則であることを手続き上、明確にした点です。つまり、物納できる非上場株式の門戸は広がったけれども、買受人をあらかじめ準備しておかないと、競売にかけられて第三者の手に渡る可能性が出てきたのです。

従来は、買受能力のある買受人が見当たらない場合でも、株主総会等の機会をとらえて会社役員等に買受勧奨することになっていました。

物納しても、買取は時間の問題になるということであれば、納税者サイドとしては、非上場株式の物納を時間稼ぎと割り切った上で、改めて金庫株や関係会社への非上場株式の売却もあわせて検討すべきでしょう。

(担当：遠藤純一)